

学習評価論における「質的判断アプローチ」の展開
——ロイス・サドラーの所論に焦点を合わせて——

石田 智敬

学習評価論における「質的判断アプローチ」の展開

——ロイス・サドラーの所論に焦点を合わせて——

石田 智敬

本論文は、学習評価論における「質的判断アプローチ」の成立と展開を、ロイス・サドラー (David Royce Sadler) の所論に焦点を合わせて、明らかにするものである。質的判断アプローチとは、人の質的判断によって、評価対象の質や価値を直接的に評価しようとする試みを指す。本論文では、サドラーによる質的判断アプローチの展開を読み解き、その理論的到達点を明らかにすることで、学習評価論のさらなる展望を描き出す。

近年、教育の焦点は、単純な知識や技能の習得から、認知的に複雑で高次なコンピテンスをどう育成できるのかに移行している。このような能力は、知識の統合、複雑な問題解決、批判的思考などに要求されるもので、高次の認知能力と呼ばれている。高次の認知能力の習熟の度合いは、知識や技能を統合的に活用するパフォーマンス (作品や実演) を要求する複雑な学習・評価課題への取り組みを通じて評価され育まれる。ゆえに、(1) 学習成果としての複雑なパフォーマンスの質をいかに評価するべきか、(2) 高次で複雑な学習を、評価活動を通じていかに促進するべきかという2つの問題がある。これらの問いが本論文の問題を構成している。

複雑なパフォーマンスを対象とする学習評価において、現在、有力なアプローチの一つは、人の「質的判断 (qualitative judgement)」によって、学習成果の質を直接的に評価するものである (質的判断アプローチ)。これは、価値判断としての評価の最もプリミティブな形態であり、長い歴史と伝統を有するものである。評価の歴史に鑑みると、質的判断アプローチが学習評価において正当かつ適切なアプローチであるとみなされていた時期は決して長くない。むしろ、それは評価者の主観性や恣意性を排除することができていない非科学的な評価実践として、非難の対象や乗り越えるべき対象としてみなされてきた。伝統的には、複雑なパフォーマンスの質のレベルは、権威ある評価者の絶対的な質的判

断によって評価されてきたものの、このような質的判断が有する不透明性や主観性への疑念から、評価における透明性や客観性が歴史的に要求されてきたのである。

現代の学習評価論において核となる主張の一つは、ルーブリックと呼ばれる評価基準表を参照して、質的判断を下すということである。ルーブリックと称されるものは、その内実が極めて多様であるが、それがクライテリア（criteria：規準）とスタンダード（standards：基準）の言語表現マトリックスであることは共通する。すなわち、ルーブリックとは、質的判断に用いられるクライテリアとスタンダードを言語で叙述し、それを明示化・可視化する装置である。言い換えれば、ルーブリックは、鑑識眼を構成する評価熟達知を外化しようとするものであり、鑑識眼を外化することで鑑識眼を万人に対して共有することを志向する。

質的判断アプローチに関する学術的議論の理論的淵源の一つは、1970年代の米国に見出すことができる。当時の米国では、評価の客観性・効率性を重視する教育測定論や行動目標・評価論に対する批判が顕在化し、多種多様な新しい教育評価の考え方がオルタナティブとして萌芽的に提唱され、活発な議論が展開されていた。その中に、価値判断としての質的判断を教育評価の中心に位置付けようとする潮流があった。その代表的論者の一人は、スクリヴァン（Michel Scriven）である。彼は、哲学的なアプローチを駆使し、特にカリキュラム評価論を念頭に置きながら、価値づけの科学としての評価学の構築に挑んだ。他方、学習評価論における質的判断アプローチの構築に貢献を果たしたのは、オーストラリアのサドラーであった。

サドラーが、質的判断アプローチの学習評価論において一貫して考究していることは、(1) 評価者（教師）の質的判断をどう洗練させ間主観性を担保するのか、そして、その過程や装置の形態をどう構想するのか、(2) 学びを導く羅針盤として、学習者の質的判断をいかに洗練させることができるのかということである。いずれにおいても、人の質的判断の熟達化の問題が核心にある。氏は、鑑識眼を「質的判断の能力が高度に発達した形態」と規定しており、この意味で氏の所論は鑑識眼形成論とみなすことができる（熟達した質的判断による学習評価）。氏の学習評価論では、人の質的判断がその核心とみなされており、学

習評価論における質的判断アプローチとして位置付けることができる。

サドラーは、学習評価論の理論的展開においていかなる貢献をしたと位置付けられてきたのか。第一に、氏は、1987年、スタンダード準拠評価の考え方を提起したとされる。スタンダード準拠評価とは、外化された評価の参照枠組み（ルーブリックと典型事例）に準拠して、学習成果の全体的な質の水準を、教師の質的判断によって直接的に評価するものである。国際的には英国のギップス（Caroline Gipps）が、国内では鈴木秀幸や石井英真らが、サドラーの所論を、ドメイン準拠評価と称されるポファム（James Popham）らのアプローチと対比して、高次な学力の熟達度合いを評価する有力な方法を提起するものとして捉え、その特徴や意義を強調した。

第二に、サドラーは、ブルーム（Benjamin Bloom）らの形成的評価論とは区別される、形成的アセスメント論——「学習のため／としての評価」とも呼ばれる——の展開を切り拓き、基礎付けるような論考（1998年）を公表したと理解されている。米国のブルックハート（Susan Brookhart）は、形成的アセスメントの理論的展開を、スクリヴァン、ブルーム、サドラー、ブラック（Paul Black）とウィリアム（Dylan Wiliam）という図式で描き出している。こうした英米での理解に依拠して、国内では、安藤輝次、二宮衆一、山本佐江、石井英真らが、サドラーの位置づけについて同様の理解を示す。

ところが、特に2000年代以降、サドラーは、ルーブリックに準拠して質的判断を下すという考え方に、根本的な批判を展開するようになっている。また、昨今の形成的アセスメント論の論調——特に、フィードバックやフィードフォワードの重視に対して——根源的な批判を展開するようになっている。すなわち、氏は、スタンダード準拠評価や形成的アセスメントといった考え方の開拓者とみなされているにもかかわらず、その考え方を引き継ぐ学習評価論にラディカルな批判を展開しているのである。

こうしたパラドキシカルな状況は、氏の所論の理解や受容に問題があった、もしくは、氏の考え方に変化があったことを示唆する。なぜこのような状況が生じたのか解明することは、質的判断アプローチによる学習評価論の更なる展望を描く上で不可欠である。しかしながら、先に取り上げた国内外の論者を含め、このパラドキシカルな状況が指摘されることはなく、看過されている。こ

のことは、1980年代から現在に至るまでの氏の所論をレビューの対象とし、1980年代に提唱された所論の成立過程、その後の国際的な研究展開への受容過程と形態、昨今の学習評価論の展開に対する氏の批判の理路などについて、注意深く検討する必要性を提起する。

そこで、本論文では、質的判断アプローチの学習評価論の成立と展開を、ロイス・サドラーの所論に焦点を合わせて再検討することを試みた。本論文では、次の5つの研究課題を設定した。(1) 質的判断を重視する学習評価のアプローチが提起されるに至る文脈と背景を明らかにし、氏の所論の位置を明確にする。(2) 1980年代に、氏は、いかなる背景の下でスタンダード準拠評価や形成的アセスメントの考え方を提起したのか、その特質は何か、それがどのように学習評価論の新たな展開を導いたのか明らかにする。(3) 2000年代以降、氏は学習評価論の展開に対してどのような理路で批判を展開したのか、その核心は何か、そして、どのようなオルタナティブを提起したのか明らかにする。(4) このように、質的判断アプローチの学習評価論の成立過程と新たな展開を氏の所論に焦点を合わせながら再検討するとともに、その評価パラダイムにおける諸概念装置、それらの体系化、構造化の論理を明確にすることで、氏の評価論の特質を浮き彫りにし、その到達点を描き出す。(5) 以上の議論を通して、現代における質的判断アプローチの諸課題を乗り越え、質的判断アプローチによる学習評価論の新たな展望を提示する。

本論文は、サドラーの所論に焦点を合わせて学習評価論における質的判断アプローチの歴史性と体系性を明らかにすることを求める点で、個体史研究あるいは学説史研究という側面が強い。ただし、この試みを通じ昨今の学習評価論における重要な論点を浮き彫りにし、将来の展望を描き出すことを志向した。

本論文の第一章では、サドラーが質的判断アプローチによる学習評価論を提起するに至るまでの文脈、背景、過程を明らかにするとともに、氏の所論の位置づけを明確にした。結論として、本章では、(1) 氏の博士論文の執筆に至るまでの経緯と歩みを読み解くことで、米国でのサバティカルの経験を通して、論理分析的な研究スタイルを確立していく過程を明らかにし、(2) 氏の博士論文に焦点を合わせることで、氏の教育評価研究の立場が、工業生産的アプローチと人類学的アプローチを批判的に捉える、第三の道としての「質的判断アプロ

一チ」という考え方で捉えられることを明らかにし、(3) 氏の学習評価研究の全体的展開素描することで、氏の学習評価論が評価の総括的機能と形成的機能に関する議論という2つの側面で整理できることを明らかにした。

第二章では、サドラーの提起するスタンダード準拠評価論の成立過程と展開を明らかにした。すなわち、本章は、修了認定や資格認証といった総括的な目的における学習評価のあり方を、氏がいかに構想したのかということに迫った。氏の論究の中心には、評価基準・規準をいかにして外化することができるのか、そして、教師の質的判断の洗練と調整（キャリブレーション）がいかになされるべきかという主題が位置づいていた。本章では、ROSBA 改革を背景とした1980年代のスタンダード準拠評価論の提唱から、2000年以降の新たな展開までを素描し、サドラーによるスタンダード準拠評価論の特質とその到達点を明らかにした。

サドラーが示したスタンダード準拠評価の考え方は、間主観化された教師の質的判断を中心に据えるものであり、質の固定的なレベルを指すスタンダードを物的形態として外化しようと試みる点が終始一貫していた。ただし、外的表現の形態については変化が見られた。スタンダード記述とそれを補完する作品事例群という形式が、あるスタンダードを満たす作品事例群と各事例に対する論拠説明という形式に改められた。言語表現と具体物の両者を補完的に用いる点は一貫するが、(1) 言語記述と作品事例のどちらが第一にスタンダードを定義づけるのか、(2) 一般的記述と個別的記述のどちらを用いるのかという2点に変化があることを明らかにした。

第三章では、サドラーの提起する「形成的アセスメント」論の成立過程と展開を明らかにした。すなわち、本章は、学習を改善し、学習を導くものとしての学習評価のあり方を、氏がいかに構想したのかということに迫った。氏の所論では、学習者による質的判断の熟達化がいかになされるか、学習者のプラクシスを導く「エンド・イン・ビュー（end-in-view）」がいかに形成されるかという主題が論究の中心に位置づいていた。本章では、1980年代における形成的アセスメント論の提唱から、2000年以降の新たな展開までを、形成的アセスメントの国際的展開に照らしながら描出し、サドラーによる形成的アセスメント論の特質とその到達点を明らかにした。

氏の形成的アセスメント論の根幹は、実践共同体としての鑑識眼形成という考え方にあることを明らかにした。氏の所論では、学習者の鑑識眼を磨き、その導きによって学びが切り拓かれていくという方法論が構想されるものであった。氏は、形成的アセスメントの実践で最も重要なこととして、学習者の鑑識眼を洗練させ、「エンド・イン・ビュー」を豊かにする評価活動を構想することを提起している。こうした氏の所論は、評価熟達知の「社会的・共同体的構築」を目指すことを強調するものであり、鑑識眼の共同所有に学習者を誘うことを意味するものであった。氏の形成的アセスメント論で描かれる技法は、こうした鑑識眼形成が目指されて、意図的に構造化・体系化された教授・学習方法であることを明らかにした。

第四章では、熟達した質的判断を中心原理とするサドラーの学習評価論の根底にある認識や考え方がどのようなものかを明らかにした。本章では、(1) 氏が、質的判断、クライテリア、スタンダードといった評価に関する諸概念をどのように捉えているのか、(2) 熟達した質的判断のメカニズム(鑑識眼の技芸)を、どのような概念装置を用いて体系的に理解するのか、(3) サドラーの所論は、ポランニーやウィトゲンシュタインの哲学からどのような影響を受けたのかを明らかにした。

氏の所論では、複雑な質的判断のメカニズムが、創成原理、階層構造、メタ・クライテリアの行使、シャープとファジーなクライテリア、クライテリアの潜在化と顕在化といった特徴的な概念装置を用いて説明され体系化されることを示した。その上で、このような概念装置で記述される、氏の鑑識眼行使の技法(双景的评价法)の特質が、ポランニーの認識論やウィトゲンシュタインの哲学と重ね合わせてみることで明瞭に現れることを指摘した。特に、氏は質を認識するという行為を、ポランニーの焦点的感知(遠隔項)と従属的感知(近接項)という暗黙知の構造論を通じて理解し、質を認識する行為を、ウィトゲンシュタインの「家族的類似性」や「アスペクトに気づく」という考え方を通じて理解していることを明らかにした。

第五章では、サドラーによる学習評価論の特質とその到達点について明らかにした。氏の所論の意義は次の4点に認められる。(1) 私的なものではなくて公的に共同所有され行使される専門職的鑑識眼という発想を示した。(2) 暗黙

[博士論文要旨]

知が鑑識眼の不可欠な要素であるという認識に立脚しつつも、間主観性を強固に確立するために、専門家共同体が準拠すべき価値規範を物的形態として外化する考え方と方法論を示した。(3) 学習者を実践共同体に参画させることで鑑識眼の一端を授け、その鑑識眼の導きによって学びが切り拓かれていくというアプローチを示した。(4) 意図的で計画的な鑑識眼の形成と調整を志向する点に認められることを確認した。他方、氏の所論の課題については、(1) 対象限定性の問題、(2) 専門家集団による間主観性の確立の問題、(3) 学習者の鑑識眼の形成過程に関する問題という3つの視点から指摘を行い、質的判断アプローチによる学習評価論のさらなる展望の方向性を示した。

終章では、各章の内容と結論を振り返ることで本論を総括するとともに、本論文の成果と課題を記した。

(5999 文字)